

第3回 横須賀市教育振興基本計画

策定検討委員会議事録

【日時】 平成22年(2010年)9月17日(金) 10時00分～12時00分

【場所】 横須賀市役所301会議室

【出席委員】

委員長	小林宏己	委員	佐野泰史
副委員長	芳川玲子	委員	鈴木安則
委員	小谷孝夫	委員	長谷川昇明
委員	齋藤幸次	委員	北條文明
委員	佐々木由美子	委員	松本敬之介

【教育委員会 出席者】

管理部長	原田	恵次
生涯学習部長	外川	昌宏
管理部総務課長	秋本	丈仁
管理部教育政策担当課長	大川	佳久
管理部教職員課長	高橋	淳一
管理部学校管理課長	藤田	裕行
生涯学習部生涯学習課長	平澤	和宏
生涯学習部学校教育課長	中山	俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島	幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤	学
教育研究所長	阿部	優子
生涯学習部教育情報担当課長	野間	俊行
中央図書館長	根本	博行
博物館運営課長	横山	治久
美術館運営課長	石渡	尚

【事務局】

管理部総務課教育政策担当	藤井主査、佐藤主査指導主事、北原指導主事、 中川指導主事、田中主任
生涯学習部生涯学習課	鈴木主査、金谷
生涯学習部学校教育課	望月主査指導主事、小菅主査指導主事

確定版

生涯学習部スポーツ課 岡本主査、青木

《開会》

(小林委員長)

それでは、定刻になりましたので、第3回の横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会を始めさせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、本日の定足数および傍聴の関係につきまして、事務局からお願いいたします。

(教育政策担当 藤井主査)

定足数と傍聴の関係をご説明させていただく前に、平成22年8月1日付の人事異動で、新たに、原田管理部長が着任いたしましたので、ご挨拶させていただきます。

(管理部長)

おはようございます。

私は、平成22年8月1日付で管理部長を拝命いたしました原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(教育政策担当 藤井主査)

それでは、本日の定足数および傍聴についてご説明いたします。

「横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会設置要領」第4条第2項の規定により、本委員会の開催にあたっては、半数以上の委員の出席が必要となりますが、本日は、委員10名全員が出席されていますので、委員会は成立しております。

また、この会議は、公開を原則とし、傍聴の定員を10名としております。本日の傍聴人は、ございません。

(小林委員長)

それでは、議事に入りますけれども、まず、会議資料について、事務局からご確認をお願いいたします。

(事務局：教育政策担当 藤井主査)

それでは、会議資料と本日の会議の目的について確認させていただきます。

事前に送付させていただきました資料といたしまして、「本日の次第」、それから、「資料1 横須賀市教育振興基本計画（素案）」という冊子、次に、「資料2-1 横須賀市教育振興基本計画への意見について」と本日席上に追加で配布いたしました「資料2-2 横須

確定版

賀市教育振興基本計画への意見について（追加分）」という資料がございます。

この資料は、骨子案または今回の素案となる前の案について、前回の策定検討委員会、市議会、社会教育委員会議、スポーツ振興審議会、教育委員、それから現場の教職員にもご覧いただきまして、それぞれいただいたご意見を整理したものです。

なお、ご意見をいただいたタイミングと資料送付日が近く、素案までに対応できなかったものもございます。主には、「考え方・対応など」で「今後、検討いたします」などと記載しているものですが、これらにつきましては、次回の修正素案作成までに、本日いただきますご意見とともに検討していきたいと考えております。

また、前回の会議の際に、事業などの予算額の記述についてご意見をいただきました。予算は単年度で作成され、市議会で決定するもののため、今回の教育振興基本計画に具体の金額を記載することは難しいことは既にご説明いたしましたが、検討の参考資料ということで、平成 22 年度の主要事業として、横須賀市で出しております、「予算の概要」という冊子に掲載されているもののうち、教育委員会関係部分を抜粋し、参考資料としてお配りさせていただいております。

最後になりますが、資料の送付後に、素案の中で修正が必要な箇所がありましたので、別紙「横須賀市教育振興基本計画[素案] 正誤表」を作成いたしました。ご迷惑をおかけし申し訳ございません。これにつきましては、後ほどご確認いただければと思います。

次に、本日の会議の目的ですが、資料の送付文書にも記載させていただきましたとおり、今回の策定検討委員会では、次回、第4回の策定検討委員会において、パブリック・コメントで、市民から意見募集を行う修正素案を確定できるよう、骨子案からの変更点および追加部分を中心に、ご意見・ご議論をいただき、計画内容を固めていきたいと考えております。また、第4回の策定検討委員会以降は、原則として、軽微な修正しか行わない予定となっておりますので、今回、多くのご意見をいただきたいと思っております。

以上で、会議の目的について説明を終わります。

（小林委員長）

それでは、次第1「横須賀市教育振興基本計画（素案）について」に入っております。次第に基づきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

（教育政策担当課長）

教育政策担当、大川です。本日は時間が限られておりますので、委員長と相談させていただきまして、説明・答弁につきましては、座らせて行わせていただきます。

それでは、次第1「横須賀市教育振興基本計画の素案について」、私の方からは、まず全体構成、各編に共通してかわる部分についてご説明させていただきます。

なお、今回につきましては、骨子案からの修正点や追加箇所などを中心に、ご説明させていただきます。

確定版

それでは、素案の1ページ・2ページをご覧ください。

今回の素案では、全体を通じて、骨子案からの変更部分について、網掛けを施して、黒く塗っておりますので、その部分を中心にご説明いたします。

まず、「1 はじめに」―「(2) 計画の位置付け」におきましては、国の教育振興基本計画や横須賀市基本計画との関連性をより詳しく記載することとしました。また、前計画でございます「よこすか未来人プラン」とのつながりについて記載を追加いたしました。

また、2ページの一番下、「(5) 計画の対象範囲」では、他部局の事業で、教育委員会に関連する事業については、市の基本計画や他の分野別計画に基づき、連携していくという内容を追加いたしました。

次に、1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

「2 目指す教育の姿・横須賀の子ども像」ということで、表記を変更いたしました。まず、前文として、学校・家庭・地域の連携について、今回の計画では重点を置いていることを明記し、そのかわりを通じて、育てていく子どもの姿を、骨子案でお示した「目指す子ども像」から「横須賀の子ども像」に変更いたしました。これにつきましては、子ども像は目指すものなのか、目指す、という表現を使うのであれば、成人ではないかというようなご意見をいただきました。今回の計画は、子どもへのかかわりを重視するということを考えているため、「子ども像」という部分は残し、「目指す」という部分を「横須賀の」と改め、学校・家庭・地域がそれぞれのかかわりを通じて育てていく子どもの姿を「横須賀の子ども像」と表わし、3者が共通に持つイメージというニュアンスに変更いたしました。

また「人間性豊かな子ども」を構成する要素についても、「～する子ども」という表現を前回の策定検討委員会でのご意見を受けて修正するとともに、内容についても、いただいたご意見などを参考に検討し、記載の6点に変更いたしました。

1枚おめくりいただき、5ページをご覧ください。

5ページにつきましては、「目指す教育の姿」と「横須賀の子ども像」を図で整理しております。

続いて、6ページをご覧ください。

ここでは、新たに、重点プロジェクトを位置付けました。計画全体における具体的な施策・事業については、7ページ以降に記載しておりますが、そのなかで、「目指す教育の姿」「横須賀の子ども像」という子どもへのかかわりを重視した部分で、子どもに関する喫緊の課題として「学力・体力向上」「不登校対策」「学校の教育力の向上」「学校・家庭・地域が連携して子どもにかかわる場づくり」の4つを取り上げ、その課題に対応する主な事業について、重点プロジェクトと位置付けました。

重点プロジェクトは、「目指す教育の姿」「横須賀の子ども像」とリンクして位置付けるため、次ページの「3 計画の体系(目標・施策・事業)」よりも前に記載しています。

確定版

1枚おめくりいただいて、7ページ「3 計画の体系（目標・施策・事業）」をご覧ください。

ここに、計画の体系図を掲載しました。この計画は、学校・家庭・地域で連携して子どもを育てることを重点課題とし、「目指す教育の姿」「横須賀の子ども像」を設定していますが、計画の範囲としましては、成人の学びやスポーツなどの施策や事業も含んでいます。

そのため、体系図につきましては、全体を通じた一番大きな目標を、「横須賀の教育の振興」とし、それを実現するための、各編の大目標として、学校教育編の「生きる力の育成」、社会教育編の「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現」、スポーツ編の「豊かなスポーツライフの実現」を新たに設定しました。

各編では、大目標の実現に向けて目標を位置付け、さらに、目標に向けて施策を、そして、施策について具体的な事業をという形で位置付けております。詳細につきましては、後ほど各編でご説明いたします。

なお、先ほども申し上げましたが、計画全体の範囲としては、横須賀の教育の振興という大きな目標があり、その中では、子どもに関する部分だけでなく、成人の学びやスポーツなどの取り組みも進めていきます。

一方で、今回の計画で、11年間を通じた、重要な課題として取り上げた「目指す教育の姿」「横須賀の子ども像」は、子どもとのかかわりに特化しており、計画全体の対象範囲と完全には重ならないため、この体系図からは除き、5ページの図で別に示すこととしております。

全体構成の説明の最後の部分ですが、「5 関係資料」としまして、88ページ以降に、用語解説、教育振興基本計画の根拠法令や基礎資料などの関連資料、それから、計画の検討体制および計画の検討経過について記載しております

以上で、計画の全体に関わる構成の部分についての説明を終わります。

引き続き、各編の概要について、担当課から説明をさせていただきます。

（教育政策担当 佐藤主査）

それでは、「4-1 学校教育編」についてご説明いたします、総務課教育政策担当の佐藤です。よろしくお願いいたします。

本日は、前回の骨子案の検討からの変更点を中心にご説明いたしますが、ご指摘いただきました具体的な表現の仕方の変更や内容の追加など細かな点につきましては、資料2-1と資料2-2の意見概要とその対応の表に記載してありますので、一つ一つの説明は対応表の提示により代えさせていただきます、本日は大卒のところのみご説明いたします。

また、各施策に位置付けられております関連事業の一つ一つの説明も時間の関係で省略させていただきます。各事業につきまして不明な点ございましたら、後ほどご質問いただければと思います。

全体にわたりましては、前回の当委員会でご指摘をいただきました、文章中の「何々し

たり、何々したり」など表現の仕方の修正や、3編の書きぶりや語句について統一性をもたせるなどについて手を加えました。しかし、一部修正しきれていない語句がありますので、修正素案の段階ではさらに精査をしていきたいと思えます。

それでは、9ページの学校教育編の現状と課題をご覧ください。

骨子案では「子ども」と「子どもたち」が混在していましたが、基本的には「子ども」に統一しています。なお、後ほど各事業についてご覧いただきますが、各事業の説明では、事業の対象が基本的に明らかになっていますので、ここでは「児童」や「生徒」という表記としています。

また、「地域社会」と表記していたところを、各編での「地域」や「地域社会」の意味などが異なることから、市民にわかりやすくするという観点から、「地域」という表記といたしました。

続きまして、13ページをご覧ください。今後3年間の取り組みの方向性では、学校教育編の各目標が「生きる力」の育成に向かっていることと、3年間の取り組みの方向性として各目標・施策・事業が位置付けられていることを表記しております。

また、目標1については、ニュアンスとしては伝わるが国語的にどうかというご指摘をいただいたことなどを受け「学びを高めます」から「豊かにします」と変更いたしました。目標の変更と当委員会で前回ご指摘いただいた点を踏まえ、学びのとらえ方や豊かにするという意味を新たに記載しました。

そして、14ページから施策(1)「教育活動の充実」とそこに位置付けられている各事業を19ページにかけて記載してあります。以下、同様に各施策に関連する事業を表形式で記載しています。なお、他の目標や他の編にある関連事業につきましては再掲という形で記載しております。

20ページの施策(2)「支援教育の充実」については、前回の当委員会でご指摘いただいた件も含めて、説明文を修正いたしました。

また、施策(3)から施策(5)につきましては、教育活動に直接的にかかわる施策を前に位置付けた関係で順番を入れ替えてあります。

26ページをご覧ください。施策(6)「学校運営改善の充実」では、学校評価が中心となる関係で、用語解説ではなく「学校評価」についてここに記載をいたしました。

27ページの施策(7)「教職員の研究・研修の充実」と29ページの施策(8)「学校における校内研究・研修への支援の充実」については、学校外で行う研究・研修と学校内で行うものを明確に区別するため、施策名を修正いたしました。

32ページをご覧ください。目標3につきましては、先ほど説明しましたように「地域社会」は「地域」に変更いたしました。なお、施策(10)の説明文の2行目、「深めることか」になっておりますが、これは間違いで、「深めることが」でございます。

33ページの施策(11)については、生活習慣に加え、学習習慣の確立についても組み込み、説明文も修正いたしました。

35 ページ、目標 4「教育環境を整備し、充実させます」につきましては、施策の配列をソフト面からハード面へとしました。よって最初に施策(14)「学校の適正規模・適正配置の推進」がきております。また、骨子案では「情報機器の充実」という施策がありましたが、位置付ける関係が、拡充という面で、厳しい見通しとなりましたので、現段階としては除いてあります。なお、資料 2-1 の 7 ページで、この「情報機器の充実」についての対応が書いてありますが、様々検討する過程の中で、現在の素案のような概要になっております。現在の掲載案の内容と 7 ページの 100 番・101 番とは対応が異なっておりますので、大変申し訳ありませんが、今回の素案の方ということで対応とさせていただいておりますので、ご了承お願いいたします。

最後に、39 ページには、学校教育編の目標・施策・事業の進捗状況を測り、施策、事業を展開する上で参考とするための指標を 6 点あげております。

大変雑駁な説明で申し訳ありませんが、これで学校教育編の説明を終了します。

(生涯学習課 鈴木主査)

続きまして、「4-2 社会教育編」についてご説明させていただきます。生涯学習課生涯学習担当鈴木と申します。よろしくお願いたします。

社会教育編につきましては、学校教育編同様、骨子案からの変更点を中心に、ご説明させていただきます。前回の第 2 回策定検討委員会におきまして提示させていただきました骨子案に対しまして、委員の皆さまからご意見をいただき、そのご意見を反映させたのちに、各施策における関連事業を加え、素案の案といたしまして、8 月 30 日に社会教育委員会会議を開催し、議題として取り上げさせていただきました。この会議の中で、社会教育委員の皆さまのご意見をいただきましたものを反映させていただき、本日素案としてお配りさせていただいております。

それでは、社会教育編の現状と課題についてご説明させていただきます。40 ページをお開きください。「1 生涯学習センターなどの生涯学習拠点施設の充実」ですが、骨子案では、社会教育施設として表記がなかった、生涯学習センターおよびコミュニティセンターの現状と課題を具体的に挙げ、加えさせていただいております。

続きまして、「2 家庭や地域における教育力」ですが、市民団体が活躍されている現状およびこれらの活動の支援の必要性を表記させていただきました。

次に、「3 学習機会の充実」ですが、本来の社会教育としての学習の必要性、および多様化が必要である部分を強調し、表現を変更させていただいております。

41 ページ、42 ページをお開きください。下段の「6 図書館」、42 ページ、「7 博物館」、「8 美術館」の「現状と課題」につきましては、各施設の事業の内容について、現状の部分に詳細に説明を加えさせていただき、表現を変更させていただいております。

43 ページをお開きください。冒頭部分に「今後 3 年間の取り組みの方向性」を新たに記載させていただいております。ここでは、社会教育編における生涯学習社会へ向けた学習

確定版

機会や社会教育施設の充実、および学んだ成果が生かせる社会へ向けた取り組み、また、郷土の歴史、文化遺産の保護と継承にも触れさせていただいております。

続きまして、目標1についてであります。骨子案の時点で目標1は、「家庭や地域における教育力の向上」を位置付けておりましたが、先日の社会教育委員会において、委員の方からご意見をいただき検討させていただいた結果、社会教育編として、学習機会の提供と場の充実が、新たに設けました社会教育編の大目標として目指します「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」の立場から考えるとふさわしいのではないかと考えまして、目標2と入れ替え、「市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります」を目標1とさせていただきます。このあと、施策につながる関連事業につきましては、時間の関係でこの場で個別にご説明させていただくことを省略させていただきます。不明な点につきましては、後ほどご質問くださるようお願いいたします。

54 ページをお開きください。目標2「家庭や地域における教育力の向上を図ります」ですが、この部分では、学校教育編でもご説明させていただきましたが、「地域社会」という表現を「地域」に変更しております。それに伴い前後の文章表現についても変更させていただいております。

55 ページをお開きください。関連事業「学校支援ボランティア・コーディネータの導入の検討」ですが、前回この委員会で、学校支援コーディネーターの養成が必要ではないかとのご意見をいただきまして、導入の検討について記載させていただきました。

57 ページをお開きください。目標3「学びの成果が生かせる社会を目指します」ですが、目標、施策の内容につきましては、骨子案と大きな変更はございません。関連事業については記載のとおりでございます。

60 ページをお開きください。目標4「歴史・文化遺産の保存と活用を推進します」です。施策の内容の変更について説明させていただきます。

64 ページをご覧ください。施策(11)「伝統文化の保存と継承の推進に関する説明文につきまして、骨子案では「市内各地に伝わる伝統文化や芸能は郷土の誇りとなり地域力の増進につながります。」とありましたが、「地域力の増進」という表現が分かりにくいとのご指摘をいただきまして、「長い間それぞれの地域ではぐくまれてきたものであり、郷土を知り郷土の誇りとなるものです。」と網掛け部分の表現に変更させていただいております。

65 ページをお開きください。目標5「図書館・博物館・美術館の活動を充実させます」ですが、目標、施策の内容につきましては、骨子案と大きな変更はございません。関連事業については記載のとおりでございます。

最後に68ページをご覧ください。社会教育編の目標指標として、8点の指標を掲載させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上、雑駁な説明で申し訳ございませんが、社会教育編の説明を終わらせていただきます。

(スポーツ課 岡本主査)

続きまして、「4-3 スポーツ編」についてご説明させていただきます。スポーツ課社会体育担当の岡本です。

素案の 69 ページから 87 ページまでがスポーツ編となっております。骨子案と素案の違いは大きく 3 点ございます。

71 ページをご覧ください。1 点目として、学校教育編および社会教育編と同様に 3 つの目標を達成するための各施策を実行するための関連事業を具体的に記述させていただきました。各施策の下に関連事業として事業の概要と行動計画を記述してありますのでよろしくお願いたします。

85 ページをご覧ください。2 点目として、スポーツ編の「スポーツ振興基本計画」としての位置付け、策定の趣旨などについて追記させていただきました。

3 点目として、前回の策定検討委員会から今回までの間にいただきました、策定検討委員、スポーツ振興審議会委員、教育委員からのご意見、ご提案を基に、本篇の内容を加除訂正させていただきました。各ページの網掛けの部分が該当箇所となっております。

主なものをご紹介します。

70 ページをご覧ください。今後 3 年間の取り組みの方向性と題して、スポーツ編が目指す大きな目標を「豊かなスポーツライフの実現」であることを追記させていただきました。

76 ページをご覧ください。施策(5)「市民が主体となる活動の支援」の関連事業、「総合型地域スポーツクラブ育成事業」について市としての方向性を今後定める必要があるとのご意見をいただきました。総合型スポーツクラブの推進は、神奈川県が主管となって進めている国の施策であります。現在、市内の総合型スポーツクラブは 2 つあり、市としてどのような形でさらに推進を図ることができるか、既存クラブの状況などを今後調査しながら、検討を進める予定です。また、このたび国が発表したスポーツ振興政策の指針となる「スポーツ立国戦略」の中でも総合型地域スポーツクラブの推進は大きなウェイトを占めております。

策定にあたっては、国の基本的な考え方を示した「スポーツ立国戦略」と整合するように作業を進めるよう、ご意見もいただいておりますので、よろしくお願いたします。

また、スポーツ振興審議会の委員より、新規関連事業の案として、市が保有するスポーツレクレーション施設や教室の場所内容を示したスポーツマップやスポーツ指導者人材バンク制度などのご提案もいただいたので検討してまいりたいと思います。

その他のご意見については、資料 2-1 の 165 番以降に具体的に記述してあります。語句・文章の訂正が主になっております。ご確認いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

最後に、84 ページをご覧ください。スポーツ編の目標を達成するための事業進捗状況を測るための指標を 3 点掲載しておりますのでよろしくお願いたします。

以上で、大変簡単ですが、スポーツ編素案の概要説明を終わらせていただきます。

(教育政策担当課長)

ただいま、素案についてご説明させていただきました。今回の素案は、前回の当策定検討委員会で、骨子案に対していただいたご意見などに基づいて修正を行うとともに、具体の事業の説明や行動計画などを追加したものでございます。

したがって、前回から変更があった箇所や今回初めて出てきました事業の内容、また全体像が見えてきた中で新たにお気づきになられたことなどを中心に、ご意見をいただきたいと思えます。

また、今後のスケジュールとしまして、次回、11月10日の第4回の策定検討委員会では、来年1月に実施を予定しておりますパブリックコメントで、市民から意見募集を行う修正素案を確定させてまいりたいと考えております。そのため、今回多くのご意見をいただき、課題や今後の検討の方向性を整理していきたいと考えております。

なお、後ほど「2 その他」のところでご連絡させていただきますが、本日時間が足りずにお出しただけなかったご意見などがありましたら、9月24日（金）までに事務局へご連絡いただく形をとらせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(小林委員長)

そうしますと、本日の策定検討委員会は、前回からの変更点や新たに出てきた事業の内容などを中心に、ご意見をいただいて、次回の修正素案作成に向けて、課題や検討の方向性を整理してというところまで検討を進めていくということ、それから、今回も本日の委員会で出せなかった意見また他の委員の意見などについて気付いたことなども含め、今日にちが出ましたけれども、9月24日（金）までに事務局に意見を送る機会がある、ということでしょうか。

(教育政策担当課長)

その通りです。

(小林委員長)

それでは、本日の進め方としまして、送付されてきた素案について、全体構成、学校教育編、社会教育編、スポーツ編の4つに分け、時間が限られておりますので、それぞれ時間を区切って、ご意見をいただくという流れで、進めていきたいと思えます。

全体の時間の関係上、それぞれ20分程度しか時間がとれないかもしれませんが、進行にご協力いただければと思えます。また、もし時間の関係で出せなかったご意見がありましたら、先ほども日にちが示されましたけれども、事務局までご意見を送付していただくということをお願いいたします。

確定版

それでは、委員の皆さま、まず、全体構成として説明のあった部分、「1 はじめに」「2 目指す教育の姿・横須賀の子ども像」「3 体系図」、そして少し飛びますけれども、88 ページからの「5 関係資料」のところで、ご意見またはご質問でも構いませんので、お願いしたいと思います。

それから、各編については、後ほど個別に見てまいりますので、まずは、全体に関わる部分ということでお願いいたします。ご発言の際は、挙手をお願いします。

(松本委員)

「目指す教育の姿」について、3 ページと 5 ページのかかわる意見ですが、3 ページに、「学校は、家庭や地域に・・・」と 2 行記載されており、続いて、「家庭は・・・」、「地域は・・・」とあります。それを受けて 5 ページの図でも、黒枠の中に、同じ文言が書かれています。学校の部分について、「様々な教育活動を通じて」という文言が抜けておりますので、5 ページには同じ文言を追加すべきだと思います。

(北條委員)

先ほど大川課長からお話があったのですが、今回は、ロジックツリーを入れていただきまして、非常に分かりやすくなったと思います。ありがとうございます。

その辺りの話なのですが、まず 3 ページの「目指す教育の姿」に書いてある、「学校・家庭・地域が・・・」というところが、今回一番目標になるのかと思いましたが、先ほどの説明では、それではなくて、目指すのは「横須賀市の教育の振興」であるというご説明がございました。そうしますと、順番が違うような気がするのですね、一番頭に、「横須賀市の教育の振興」があり、その後、この「目指す教育の姿」と「人間性豊かな子ども」がくるというようなとらえ方でよろしいでしょうか、ということと、もしそうならば、このロジックツリーそのものが、おかしいのではないかなということです。

(教育政策担当課長)

松本委員のご指摘につきましては、修正素案で対応させていただきたいと思います。

北條委員のご指摘の部分ですが、まず、この計画全体の対象範囲は、教育委員会が所管しています全ての事業としておりますので、子どもに限定せず、大人の学びやスポーツも含まれています。一方で、「目指す教育の姿」と「横須賀の子ども像」につきましては、この計画での重点課題ということで、家庭や地域の教育力の低下、それぞれの役割をきちんと果たして連携していくという姿を、11 年間を通じての取り組みとして設定しています。また、「目指す教育の姿」は子どもにかかわる部分になっておりますので、そういった意味で、共通に持つ子ども像ということで設定させていただいております。

したがってこの「目指す教育の姿」部分ですが、今回この計画の中で、最もアピールしたい点という所もありますので、ここは前の方に置かせていただいて、表現をさせていた

だきたいと思います。

(北條委員)

重点は子どもということ、それから、前の方に持ってきたということは分かりました。

そうしましたら、7ページのロジックツリーはやはり変えるべきだと思います。「横須賀市の教育の振興」の後で、「学校教育」「社会教育」「スポーツ」このレベルのところに、先ほどの「目指す教育の姿」などが入ってきて、家庭と地域というのが入ってくる形にしないと、全体の構成が分かりにくいと私は思いました。

(教育政策担当課長)

全体の構成図については検討を重ねてきており、最初は「目指す教育の姿」を全体の体系図に繋げて載せるということもしていたのですが、先ほどもご説明いたしましたので、子どもに特化している部分を取り上げさせていただいたので、対象範囲が完全に一致しない所があって、少し分かりにくいだろうということもあり、別々の図にしたということでございます。

(北條委員)

案としては、誰がやるというのが、学校・社会・スポーツとなっていると思うのですが、何をやるかというのを先に持ってきて、プロジェクトでもありますけれども、色々なことをやって一つのプロジェクトになっているわけですから、何をやるかということを持ってき、誰がやるかは後ろに付ければいいのかと思います。

(小林委員長)

3ページから8ページまでの所なのですが、いわゆる、明確な方向性や「目指す子ども像」を打ち出し、説明していく部分と、計画の体系を図として明示していく部分、その順序とアピールの仕方の部分ですね。色々、前後関係が部分的には出てくるわけですが、何かこのあたりについて、見ていただいて、意見はございますか。

(松本委員)

分かりやすく、ストレートに入りこめる気がしたが。

(佐野委員)

私も少し見たときに、3ページと7ページの関係の所が分かりにくくなってしまったのかなど、普通の一般の保護者が見たら、つかみにくくなってしまったのかなという印象があります。5ページの図から7ページの体系図というのがどのようにリンクするのか、見えない。

(小林委員長)

私もまだ印象なのですけれども、7ページと8ページを仮に見開きのページとして想定したときに、特に8ページのところが特に細かく、全部の体系の中に位置付けられてはいるのだけれども、非常に細かな情報までが、ツリーの中に入っているもので、逆に特徴が見えにくくなっている部分はあるかも知れません。

それから、5ページにもイメージ図があるわけですが、単純に言うと、このイメージ図の情報量と比べたときに、7ページだけ見ると、こちらの方がシンプル。普通は、はじめにシンプルなものを出して、後から細かなものが出てくるという順序性の方が、分かりやすいかもしれませんね。細かなものが出てから、またシンプルという、この辺を少し、どういう示し方をすべきか、少し時間をかけて、事務局の方で調整を深めていただくということで、よろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

只今、委員の皆さまからいただいたご意見を踏まえまして、修正素案までに見やすく、理解いただけるようにしてまいりたいと思います。

(松本委員)

市民に何を訴えたいかというところをきちんとすればいいと思う。体系なのかこういう子どもにしたいのかということ。

(生涯学習部長)

全部の会議に出ておりますので、いかにロジックツリーを作るのが大変だったという中でお話をさせていただければ、学校教育の方で、3ページのように、「横須賀の子ども像」というような形で、子どもを中心にしました。ところが、社会教育・生涯学習の方に行きますと、大人の方はどうなのだという様々な問題、それも大事だということもあります。

ただし、ここで目指していくのは、そこに書いてある、横須賀市の教育の振興という形の中で、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てていくという姿を目指していきたいということです。子どもは大事にしていくけれども、教育という一つのものに対してということもあり、そこをどのような断面で切っていくかということは、とても難しかったという中で、皆さま方から今いただいたご意見について、色々と検討して、事務局ももう一度考えていくと思いますが、その辺をどの断面で切っていくのかということのも難しさがあります。教育という就学前から人間生きている限りという広い範囲で考える中で、在りようの難しさを大きく抱えた所でございましたので、少しお話させていただきました。

(小林委員長)

確定版

3 ページの最初に、「目指す教育の姿」「横須賀の子ども像」が書かれていて、生涯学習部長の説明からも苦心の策として出されてきた様子がわかるわけですが、「目指す教育の姿」「横須賀の子ども像」をまずは出したいということであれば、例えば、文章で書き出すだけではなくて、この強調部分を何か図のような形で、まず視覚的に訴えた上で出していくとか、その辺の工夫はこれからもう少し可能かも知れませんね。

いずれにしても、このことにつきましては、皆さまから出た意見を精査していただいて、次回の案につなげていくということをお願いしたいと思います。

(北條委員)

重点プロジェクトということで、今回3年間力を入れていくものが、6 ページに書かれています。この重点プロジェクトですが、プロジェクトというからには、期間が3年間というのは分かるのですが、ゴールが明確である必要がある。そのゴールをこの中で記述してほしいと思いました。

(教育政策担当課長)

6 ページに書かれている事業については、行動計画ということで、それぞれ、例えば「学力向上事業」ですと14 ページの方に、数値的なものは盛り込めきれてない部分はあるのですが、3年間の取り組みの方向性・行動計画は記載しておりますので、この中で進行管理を行っていきます。

(北條委員)

そうしますと、全体でやるとどうなる、例えば、一番下の「学校・家庭・地域が連携して子どもにかかわる場づくり」ということが3年後にはどうなっているというのがゴールですよ。

バラバラの事業の行動計画は分かるのですが、一つのプロジェクトとして行うのならば、そのゴールが必要ではないかと思います。

(教育政策担当課長)

それぞれの事業ではなくて、ひとまとめでということは、ここで上手く表現できるかは分からないのですが、いずれにせよ進行管理を、策定した後で行ってまいりますので、その中では行わなくてはいけないと思うのですが、計画の中ではその辺りが上手く盛り込めるかどうか検討させていただきたいと思います。いずれにせよ、進行管理の中では行っていききたいと思います。

(小林委員長)

そうしましたら今の点も、次回までに、どのように記載できるかを検討ということでお

願いいたします。

(北條委員)

よろしくお願いいたします。

(小林委員長)

それでは、具体的に各編に入っていったほうがいいでしょうか、時間の関係もありますので。まず、9ページ以降の学校教育編に進んでいきたいと思います。この部分についてご意見・ご質問はございますでしょうか。

(小谷委員)

事業の行動計画の記載についての質問ですけれども、行動計画の中で、年度別に書かれていて、22年度に行動が書いてあり、23年度以降「⇒⇒⇒」になっていたり、網掛けになっていたり、それから24ページの方で、白枠のなかで「一」があり、何も触れていないというようなものもある、この辺がどういう意味なのかどうかを確認したいのですが。

(教育政策担当課長)

まず、「⇒⇒⇒」につきましては、23年度に「作成」と書いてあり、24年度に「⇒⇒⇒」の場合は、同じく「作成」を続けるという意味です。空欄になっているところは、23年度に実施、24年度「⇒⇒⇒」、25年度は空欄というようなものと、それは24年度までの事業で、25年度は事業を行わないという意味です。

(小谷委員)

例えば24ページで、23年度に小中一貫教育策定検討委員会を設置しますよね、その後何も書いていないということは。

(教育政策担当課長)

23年度だけの設置ということですよ。

(長谷川委員)

第1回のときに、学校の多忙化という状況の中で、どのような改善点を具体的に盛り込んでいくかという話をさせていただいたのですが、その辺りが、この中で、具体的にどのようところで反映し、また、生かしているところでしょうか。

(教育政策担当課長)

具体的には、30ページをご覧ください。施策(9)「子どもと向き合う環境づくりの推進」

確定版

という施策を挙げており、こちらの中で関連事業として3つ、「校務支援システムの活用推進」と「学校運営支援事業」、それから、31ページの「子どもと向き合う環境づくりに向けての総合的な支援策の検討」の3点を挙げてございます。

校務支援システムにつきましては、来年度からの運用になりますけれども、先生方の事務を軽減するという目的で実施する事業でございます。それから学校運営支援事業につきましては、現在も行っておりますけれども、保護者などからの様々な要望がありますので、法律的な面からの相談を弁護士にすること、先生方の負担を軽減していく事業です。それから31ページにつきましては、重点プロジェクトにも挙げさせていただきましたけれども、現在、教員の多忙化が進んでいるという中で、子どもと向き合う時間がなかなかとれないという部分を私どもも認識しておりますので、新たな事業ということで、来年度、先生方にも入っていただいて検討組織を作り、どんな取り組みができるのか教育委員会側あるいは学校側で出来ることを検討したうえで、24年度から様々な取り組みをしてまいりたいという内容です。この31ページの部分が、私どもとしても今回力を入れてやっていきたいというところでございます。

(長谷川委員)

施策だけでなく、これはトータルの中で生かされていかななくてはいけない内容だと思っていますので、現場で、教員が子どもとしっかりと向き合う関係性を促進できるように取り組んでいただきたいと思っております。

(小谷委員)

各年度のボリュームの問題になってくるのだらうと思うのですが、例えば、14ページの「学力向上事業」の行動計画、「小学校高学年一部教科担任制」の実施で考えますと、22年度現在も実施している、それが「⇒⇒⇒」で続いているということは、今のままずっと行くということなのか、それとももっと増やして、充実させていくということなのか、それによって、成果が大幅に違っていくと思うのですね。それは各事業見てみると、学校教育について、ほとんど今行っている事業をそのまま引き続き、3年間重点的に行っていきたいと思いますというので、今と同じように行っていくのだったら、今と同じ状況なのかなという見方もありますし、行っていることをどう充実させていくのかということは非常に重要なところなので、その辺りでお考えがあったらということと、39ページの目標指標を見ると、学校教育は確か6点だと思いますが、これで測ることだけで良いのかな、少ないのではないかと、これでは進行している状況をチェックするには少ないのではないかと、その辺りをどう見ていくのかについて、今の段階でお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

(教育政策担当課長)

まず、「⇒⇒⇒」が並んでいるだけで、見栄えがないという点ですが、今、来年度以降の市の実施計画の策定という作業を並行して行っています。そこで、教育委員会の事業もエントリーをしておりますが、まだその結論が出ておりませんので、そういった所で、今例に挙げていただきました教科担任制の部分で拡充が図られるという部分は、市全体の計画の中で、もし拡充されることがあれば、この計画の中でも拡充といった表現をしていきたいのですが、今の時点では、まだ結論が出ていませんので、「⇒⇒⇒」が並んでいるだけで、メリハリがないような印象を与えてしまっているかも知れません。最終的にはその辺をしつかりと盛り込めるようにしていきたいと思っております。

目標指標につきましては、現在行っています教育委員会の点検・評価という制度がございますが、委員の皆さまにも資料で配布させていただいていると思いますが、そこでの指標を検討させていただいておりますが、新たに加えたものもございますが、こちらにつきましては、もう少し検討してまいりたいと思っております。

(小林委員長)

そうしますと、事業の行動計画につきましては、条件を整えば、拡充していく方向ということでしょうか。

(教育政策担当課長)

はい。

(北條委員)

4点あります。

26 ページの「指導力学級改善支援員派遣」の中で、「退職校長を支援員とし、」とありますが、退職校長よりも適切な選考基準というのはないのでしょうか。ベストならばこれで結構ですけれども。

2点目が、27 ページ、「経験年数の浅い教員を対象とした研修の充実」ということで、例えば、経験の浅い新人の先生に受け持たれた場合、子どもにとって、あまり公平感がないので、これに関して、先生に対して品質といたら良くないですが、一般的に研修で言うと、ある程度品質のある人が先生をやる、この基準をカバーしないと先生をやれないということがありますので、そのような仕組みがないか、そのような仕組みを作ってほしいと思いました。

次に、34 ページ、「放課後全児童対策の検討」は、先ほど重点プロジェクトにも入っております。ここで言うのは、検討ですべて終わってしまっているというのは、少し遅すぎるのではないかというのが私の感じです。

最後に、39 ページの目標指標なのですが、この目標指標がなぜここに、こういう項目に入っているのかが分かりませんでした。できれば説明を付けていただきたい。特に、一番

下に地産地消とありますが、ここがどこと結び付いているのか、分からないというところがありました。むしろ、先ほど重点プロジェクトとありましたので、重点プロジェクトの目標指標をここに入れていったほうがいいのではと思いました。

(教育政策担当課長)

1点目の退職校長の表現、それから2点目の品質という部分はこの中で書けるかどうかは分かりませんが、検討させていただきます。

それから、34ページの放課後全児童対策ですが、こちらについては検討という表現ですが、何分にも、一つだけで終るという事業ではないと考えていますので、慎重に見極めながら行っていきたいということで、検討とさせていただきます。

39ページの目標指標の説明についてですが、工夫をして分かりやすく表現をしたいと思っています。地産地消の学校給食統一献立についてですが、食育の観点から点検・評価の際にも加えた指標でございますので、そういった観点で記載をさせていただきます。

(鈴木委員)

14ページの施策(1)「教育活動の充実」の②の中に、新しく加えていただいた部分は、とても分かりやすく良いと思います。

それから、もう一つ、全体の部分で、10ページの(3)「子どもの体の状況」があり、その6行目に「運動時間や睡眠時間、朝食をとる割合などに大きな差は見られません。」と書いてありますが、69ページのスポーツ編の「1 子どもの生活習慣の乱れと体力の低下」の中では、4行目のところで、「さらに、睡眠時間が全国平均を下回り、テレビの視聴時間が全国平均を上回る状況になっています。」とあります。この整合性というのはどうなっていますか。

(教育政策担当課長)

10ページは、「大きな差は見られません」という表記で、69ページは「全国平均を下回り」となっておりますので、そこはもう一度精査をして、齟齬がないようにいたします。

(小林委員長)

市の中での比較と全国との対比というバランスについて確認をお願いします。

(齋藤委員)

4ページ・5ページのところに、「人間性豊かな子ども」ということであるのですが、現在、横須賀市も含めて規範意識の低下が叫ばれている。これについて、道徳教育や人権教育の中では触れられているので、良いのですが、さらに、地域との連携など、ここではこの程度しか書けないと思いますが、是非そういう意識を持ちながら指導できるように、進

めていただければと思います。

(小林委員長)

今の話は、もし可能であれば、9ページ・10ページの現状と課題の辺りで触れることができるかどうか検討をお願いいたします。

(芳川副委員長)

3点ほど確認と質問をさせていただきたいのですが、まず39ページでいくつか目標指標の記載があるのですが、目標値というのはどのように設定されているのか、例えば、不登校児童・生徒の復帰改善率において、基準値と目標値を出しているのですが、その基準というのは、

(教育政策担当課長)

いずれも、教育委員会の点検・評価で採用している指標でございまして、今の点検・評価の目標は現行計画の最終年度の23年度まででございまして、この25年度の目標値につきましても、現状を踏まえて新たに設定したものでございまして、

(芳川副委員長)

まず、不登校が一つの重点プロジェクトということで、この部分なのですが、最近不登校で言われることは実は2点ありまして、1点目は小学校の不登校は、復帰率が高くなる可能性があるということで、そういう意味では、25年度は、21年度の57.5%から60%に設定され、中学校が60%から80%へとということに設定されていますが、中学校については、少し目標的に難しいのではないかなと思います。不登校の場合は、開始してから6カ月が実は勝負なのだということ、低学年の方がむしろ復帰しやすいということがありますので、小学校の目標をもう少し高く設定し、中学は少し難しいので、緩やかに設定していくと少しメリハリが付きやすいのではないかなということをおもいました。

それともう1点、不登校につながるところで、実は、支援教育の部分にも関わってくるのですが、福祉がらみの不登校というのがとても多いのです。そうすると、果たしてこの不登校対策の中で、様々な訪問相談員やアドバイザーを配置しているのですが、いわゆる福祉関係の虐待がらみのような形での不登校について、教育を超えてという部分も、実際は、必要なかなと思いますので、検討していただければと思います。

もう1点、17ページにある幼児教育の充実はとても良いなと思いました。

それとこれは教員養成の中なのか、それとも支援教育の部分なのか分からないのですが、いわゆる、国から言われる特別支援教育コーディネーターについてのことが何も触れていないのですね。たぶん、神奈川県の場合は、教育支援コーディネーターということで、教育相談の部分とかなりかぶりますので、そうすると不登校対策にも関係してくるかなと思

うのですが、何も入っていないので、これから考えていただけたらなと思いました。

（学校教育課長）

小・中の不登校の復帰改善率につきましては、実は本年度の数値が記載されておりますが、中学校の数値につきましては、21年度が低くなっている現状がございます。現状的には、その前年度につきましてももう少し高い70%台の復帰改善率でございましたので、その辺の実態を汲んでというところですが、ご意見いただいた部分も踏まえ、もう一度精査していきたいと思えます。

それから、支援教育に絡んでの福祉がらみの不登校ということで、これについての課題もやはりご指摘のとおりと考えております。横須賀では登校支援アドバイザーという形で行っておりますが、国のレベルではソーシャルワーカー的なそういう対応を始めておまして、その辺も認識としてはあるので、どのような形で計画に盛り込んでいくかということについて、再度検討していきたいと思えます。

さらに、特別支援教育のコーディネーターにつきましては、横須賀の場合は、コーディネーターを全校に配置しており、委員ご指摘のとおり、不登校対策の部分も含めて実施しているということがございますので、そこも含めて、表記の仕方を検討していきます。

（小谷委員）

現場からの意見ということで、何点か意見・要望ということでお伝えしたいのですが、23ページの「情報教育の推進」というところで、現場でも頑張っているところはあるのですが、どうしても日常の仕事の忙しさのなかで、分かりにくいなどの部分がありますので、「教育情報化支援員の派遣」、この計画ですと平成23年度で終了という形になっているかと思うのですが、出来たら引き続き何らかの形で現場を支援する体制を作っていただけたらというのが1点です。

次に、31ページ、先ほど少し話題に出しましたが、多忙化解消というところで、総合的な支援策の検討について、23年度に検討するための組織を設置し、24年度に施行・検証するという形となっておりますが、出来れば、今が大変な時期ということがあるので、出来るところはどんどんやっていく、そういう意味で、前倒しで出来るところをやっていたらと思います。

それから33ページの地域教育力の活用という部分については、学校現場としては非常に助かっています、是非これを推進していただいて、より人材確保、その辺りを含めて現場もしていければなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから38ページ、これは小学校にとっては重大な問題になっているのですが、空調の整備についてです。この計画ですと、今後2年間で設置していく、23年度・24年度で設置していくということのようですけれども、出来れば1年で、暑さ・熱中症のこともありますので、出来るだけ早くしていただきたいということと、もう一つ、現状ですと設置して

も使えるのは次年度になってしまう、今の契約の仕方だと。そうすると例えば、23年度に設置した学校は24年度から利用可という形になりますので、その辺り、契約の工夫というのですか、設置したらすぐに利用できるような形にしていただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(学校教育課 望月主査)

今お話しいただいた地域教育力の活用についてですが、やはり学校の方に、どのような支援ができるかということで、行かせていただいております。実際に学校の中では、地域の方々や学生ボランティアを活用させていただいております。しかしながら需要に供給が追いつかず、なかなか学校で人材が確保できない現状がありますが、今回の目指す教育の姿の部分にあります、地域と学校がつながっていく事業ととらえておりますので、今後うまく活用していけるよう努力してまいります。よろしくお願ひいたします。

(教育情報担当課長)

23ページの「教育情報化支援員の派遣」でございますけれども、23年度までで終了になるのは、補助金の関係でございます。この事業は、ふるさと雇用の補助金があたっております、24年度以降この補助金がなくなりますので、現在では支援を行えない計画となっております。今後の予算で、何かしらの考え方を検討していきたいと思ひますけれども、まずは23年度に校務支援システムを導入いたしますので、その運用状況を見て、24年度予算の際に検討していきたいと思ひます。

(学校管理課長)

空調整備につきましては、残りの学校についてできるだけ早く、行いたいと考えておりますが、まずは予算があつてのことなので、できるだけ早めにとつて行いたいと考えております。

それから、できるだけ早く使えるようにというご要望でございますが、これにつきましては、努力はいたしますが、実際に、国の補助金で実施している関係で、工事の始まりが、補助の決定を受けてからとなります。夏休みにできる範囲でやらせていただいておりますので、そういう工程につきましても再度詰められるように検討します。

(教育政策担当課長)

31ページの「子どもと向き合う環境づくりに向けての総合的な支援策の検討」についてですが、現場が大変な状況であることは認識しておりますので、取り組めるところはできるだけ早く取り組んでいきたいと考えております。

(松本委員)

確定版

上位計画との関連性で、14 ページの関連事業の「学力向上事業」という表記がされていますが、市の基本計画では、「学力向上支援事業」という記載があるので、どちらが正しいかは分かりませんが、整理する必要があるのではと思います。

(小林委員長)

それでは、40 ページ以降の社会教育編について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(北條委員)

まず、社会教育編の中で、経済活動のことについて、課題で書かれているかと思うのですが、それに関しての施策や事業がないというイメージを受けましたので、そちらを追加できたら追加してほしいなと思いました。

それと 45 ページの「学習機会の提供事業」ということで、これは、市としてやると思うのですが、近隣市と共同で運営するとか、相互に市民が受講できるということを可能にできないかどうかというのが 2 点目です。

3 点目は 48 ページの学習の場の提供に関するのですが、今、学習の形態も多様化してきていまして、例えば、e ラーニングであるとか、これからもっとネットワークが活用された新しい形の学習が出来てくると思いますので、そういう新しい場の提供も考えていただきたいと思います。

それと 68 ページの目標指標ですが、今、数値のカウントだけで目標が終わっておりますので、こういう指標全てに関して、満足度調査をしていただいて、本当に役立ったかどうかを調べられたら良いかと思しますので、そういうフィードバックを積極的に受けてもらえたら、良いなと思いました。

(生涯学習課長)

まず、経済活動の表記についてのご意見なのですが、40 ページの「3 学習機会の充実」の所に、網掛けで訂正してある部分に、経済状況等の課題について記載していたのですが、以前の社会教育委員会議などでお出した際に、少しやはり、全国的な課題あるいは、国レベルで抱える課題だということで、その課題をあまり書きますと、横須賀市教育委員会としてやるべき施策とリンクしないということがありましたものですから、社会教育委員の意見も踏まえて、外させていただいた経緯があります。経済状況が問題というのは、市レベルでもかかわってくる問題ではあるのですが、国レベルの話と市レベルの話に分けて書きづらいということもありますので、そのような形で修正したという経緯がございます。

それから、45 ページの「学習機会の提供事業」のことなのですが、少なくとも横須賀市で生涯学習課が主催している講演会については、他都市の方についても余裕があれば、受け付けております。今募集しているものの中でも、他都市、遠いところでは二宮からも来

てくださっているのですが、行政間でお互い共同運営をしましょうというような話は今までする機会がなかったもので、それはこの計画には盛り込めないと思うのですが、担当課長会議などもありますので、今後、話が出来ればと思います。

48 ページの学習の形態が多様化していること、新たな場の提供についてですが、行政としてなかなか、例に出していただいた e ラーニングの対応などは、市のホームページ、市が持っているインターネット上で e ラーニングをとということをここに書くのは難しい部分もありますので、これは生涯学習財団とも相談したり、民間の力をお借りしてやっていきたいと思えます。今後の検討課題と思っています。

それから最後の指標についてですが、これは各編共通した表の作り方をしていますので、これも表記については、このままとさせていただきたいのですが、おっしゃるとおり満足度調査などについては、当然行うべきだと思います。実は生涯学習財団などでは既に行っておりますので、それは継続してやっていくということと、点検・評価の際に、なるべく満足度調査などをやって、その結果を活用していくべきと考えております。

(佐野委員)

先ほど学校教育編で、小谷委員がおっしゃっていたのと同じことで、私は、こう見て最初に気になったのですが、52 ページの上の「広報・報道活動の充実」の行動計画「市広報紙の有効活用」のところだけ「一」がないとか、次のページを見ると、「一」入れるのは、22 年度だと思ったら、インターネットによる学習ニーズ調査には、22 年度に「一」があつて、23 年度は何も書いておらず、次は検討となっているので、全部「一」入れてしまえば良いのかなと思いました。

(生涯学習課長)

「一」については、学校教育編の所の表記と併せて修正をさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

(小林委員長)

基本的には、今のところは、表記が漏れているという解釈でよろしいですか。

(生涯学習課長)

はい。

(芳川副委員長)

少し気になっていたのですが、特に横須賀は、外国籍市民、その外国籍の家庭などと地域について、何かプロジェクトもしくは事業などはないのでしょうか。

（生涯学習課長）

学校教育編には、外国籍児童に対する支援、保護者も含めて、記載をさせていただいています。生涯学習の社会では、外国籍市民への対応というのは、あまりしてないかと思いますが、先ほど、虐待の部分でも委員がおっしゃっていた福祉対応の方では、外国籍市民が、転入してくると色々な窓口をまわるときに、福祉窓口もいくつか回りますので、その中で外国籍市民が生活をしていくうえで、アドバイスや支援は、役所全体で色々な部署がそれぞれの範囲の中でやっていると認識しています。

（芳川副委員長）

実は、社会教育で、例えば、神奈川県内のいくつかのところで、やはり外国籍市民がかなり大きい、段々とウエイトを占めるようになってきているのですが、その家庭が地域の中に融合していないということが、結果的に子ども達同士が融合できないという形で、そこが、実は、いじめになったり、不登校につながったりということがありますので、そういう意味で、外国籍市民が地域の中に融合するための何かあればいいのかなと思いましたので、少し検討してみてください。

（北條委員）

54 ページの施策（5）「学社連携・融合」事業の推進の中で、地域の人々が、「社会教育で学んだ成果を」という部分ですが、社会教育で学んだ成果ということに限定する必要というのはあるのでしょうか。

社会教育の定義というのもあるのですが、限定する必要があるのかということが1点、もう1点は57 ページの施策（7）「学びの成果を地域に生かす活動の支援」で、「学習成果を自己のために活用するだけでなく、」と続くのですが、学習成果とは、何の学習成果かがよく分からなかった。それと自己のために活用するだけでなく、というと、やっていないと責めを迫るような感じを受けましたので、これも全体を「市民が自己の能力を活用する・・・」というような表現が良いのではないかと思います。

（生涯学習課長）

まず54 ページの社会教育で学んだ成果の部分ですが、これは学社連携・融合という言葉の定義として、学社というのは、学校教育と社会教育という、社会教育の世界の言葉の使い方をしているものですから、学社連携・融合を説明する文章としては、社会教育という言葉が正しいだろうということで、こういう表記にさせていただいております。ただ、我々としては、狭義の社会教育に限定するつもりはありませんので、広い意味で行っていきたいとは思いますが、表現としては社会教育ということではいかせていただきたいと思えます。

57 ページの学習成果が何かというご質問につきましては、そのページの一番上の1行目

の「市民が学習で得た知識や技術などの学習成果」ということなのですが、上と重複しますので、この中は学習成果という言葉だけにさせていただいております。

また、「自己のために活用するだけでなく、」というのは、自分のためだけにやっている人が今多いのではないかというとらえ方がされることについて、ご指摘を受けるとそうかなという部分もありますので、表現はもう1度検討させていただければと思います。

それから、能力とおっしゃった部分についてはもう少し詳しくお話いただきたいのですが。

（北條委員）

能力というか、社会教育もそうかもしれませんが、自分でも学び、社会で仕事をして学び、自分の持つ能力・スキルをこういうところに生かしていくということです。

（生涯学習部長）

33 ページの「学校評価いきいき事業」の行動計画にあります「地域の教育力の活用」というところで、地域には色々な方が住んでいらっしゃいますので、勿論、北條委員ご指摘のような、様々な能力をお持ちの方がいらっしゃるわけですが、それはこの中で取り組んでいきます。

（長谷川委員）

社会教育編の現状と課題と分析、前回のときもかなり細かく書いていただいておりますが、分析の面で、学校教育に書かれている部分は、かなり深くというか広くというか書かれているのですが、社会教育編は全体的にハード面のことが多いような気がします。ハードから入って、「2 家庭や地域における教育力」では多少入っているのですが、積極的社会教育なのか、消極的社会教育なのかという面があるかとは思いますが、どうもハード面を揃えればそれに対応しますよというようなイメージを、申し訳ないですが、私は受けてしまいました。社会教育でも色々な問題、家庭の問題、地域の貧困・格差、様々な課題が集約していて、それが直接教育に影響しているというのが現状だと思います。その辺りをどう掘り下げていくのか、どう認識するのか、どうとらえていくのかというのが、これではどうなのかなと、申し訳ないが、そういう印象を持ちました。

そういう意味では社会教育の在りよう、社会教育はどういう位置付けで、横須賀はどうとらえていくのかということ、とらえ直していただかないと、建物を作りましたので来てくださいみたいなそういう印象にとらえてしまうなど、申し訳ないが思いました。

（生涯学習課長）

非常に重たいご意見だと思います。私どもとしては、「いつでも、どこでも、だれでも学べる場の充実」ということが、社会教育の目標であり、教育委員会としてやるべき大目標

だと思って、今、目標をそのように設定しているところでございまして、まず場と機会の提供を、ということに重点をというのは委員のおっしゃるとおりかと思います。1の拠点の充実などについては、ハードに偏る部分は否めないかなと思いますので、「2 家庭や地域における教育力」や「3 学習機会の充実」など、このあたりについて、どこまで書けるかは分かりませんが、少し検討させていただければと思います。

(佐野委員)

社会教育編の現状と課題の入り方が、生涯学習センターについて書いていただいたので、良いなと思ったのですが、学校教育編では、最初に、7～8行全体部分があって、非常に読みやすく、中に入りやすいので、社会教育編についても全体像見たいなものがあって、それから1の生涯学習センターとなれば、読む方としては入りやすいのではないかと思います。

(小林委員長)

私も今気付いたのですが、章立て・見出しの構造の仕方が編によって微妙に違うところがあるので、一つの文書としては統一をお願いしたい。

それから、これは微細なことですが、たまたま社会教育編で54ページの健やかに「はぐくむ」のひらがな表記と62ページには「育む」の漢字が残っているところもありますので、この辺は次回までに全体を通して見直していただければと思います。

それでは、次の69ページ以降のスポーツ編の方に入っていきたいと思います。

スポーツ編についてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(鈴木委員)

70ページのところで子どもの生活習慣を改善し、という部分があるのですが、これが難しいというのがあります。実は熱中症で倒れる子を調査すると、深夜1時くらいまで起きていて睡眠をとらない、それから朝食を大体3人に2人は食べていない、そういう子が熱中症になる。子どもの生活習慣を改善するには、母親教育・父親教育というか保護者がそのことをわからないと難しい部分があります。

それから子どもを取り巻く環境の中で、塾が終わると、うちの学校でいえば、10時くらいに馬堀海岸に立っていると、その頃に子どもたちが帰ってくるものですから、それからお風呂に入るとなると12時にはなるだろうなということで、教育者としては非常に重要なことなのか、学校としても今の時代を生きる子ども達の置かれている環境が、厳しいというのが実感、感想で、皆さんもたぶんそう思われていると思いますが、そうすると具体的にこれを進めるために、どうするのかと、正直言って、悩みが付き、少し感想めいたことで申し訳ないのですが、もしよい知恵があれば教えていただきたいです。

(スポーツ課長)

今、鈴木委員がおっしゃられたことは事務局としてもかなり課題であると認識をしております。この目標もまさにそのような書き方をしております、体力の向上ということがかつては業間体育などを含め、新体力テストの結果を見ながら、いわゆる行動体力の部分向上させていくような施策が中心だったのですけれども、現状の子どもたちの様子を見ますと、それ以前の問題といたしますか、鈴木委員がおっしゃられたような、子どもの生活習慣そのものから変えていかなくてはいけない状況になってしまっているというような認識は持っております、我々としましても、今の時点では具体的な取り組みについては、非常に苦慮している状況にあります。

そういった中で、71 ページの関連事業をご覧くださいますと、「児童生徒健康・体力向上推進事業」の中に記載のあります、「横須賀市児童生徒健康体力向上推進委員会」を昨年後半から立ち上げ、検討を実施しているのですが、具体的には、学校関係の先生方や県立保健福祉大学の先生、それから関連機関とも連携をしながら、まずは子どもの現状を的確に把握をしていこうとしています。それから、鈴木委員もおっしゃられたように、学校に対して、それから家庭に対して、あるいは地域に対して、働きかけをしていくことが効果的な施策になるというようなことで、継続を始めた段階であると、こういう状況でございます。

(齋藤委員)

ここで言っていることかはわからないのですが、私の所属している団体では、鈴木先生が言われたようなことは当然考えられますので、自分達の活動の大きな柱の中に、青少年の健全育成と競技力の向上、底辺の拡大、それと市民の生涯スポーツの振興という柱を掲げながら、普段から活動しています。という中で、今の点もある程度考えながらやっている。そのためには、やはり早寝・早起き、朝ごはん、こういう大きな柱を学校教育の中で持って、行っていくことが、先ほど少し言わせていただいた規範意識の向上にもつながっていくのではないかと。夜遅くまで、コンビニにいるような人が、昼に寝れるわけではありませんし、そういう点も考えながら、相互的な施策を進めていく必要がある、そんな風に考えながら活動しています。

(佐野委員)

70 ページの「今後3年間の取り組みの方向性」の部分なのですが、この最初の3行は、学校教育編でも社会教育編でも同じことなのではないかなと思いましたので、「今後3年間の取り組みの方向性」の表記の仕方を検討していただいた方がいいのではないのかなと。

(スポーツ課長)

それにつきましては、各編調整していきます。

(北條委員)

まず、71 ページの「児童生徒健康・体力向上推進事業」とありますけれども、この中の行動計画で、「体力・運動能力調査の実施」とありますが、これは調査するだけで、この体力が向上していくというお考えでこういう風にならされているかということをお聞きしたかったのが、1点。

関連してですが、これは児童に限定してありますけれども、市民の方も体力測定をする場があったら、向上につながるのではないかと思います。

(スポーツ課長)

先ほども「⇒⇒⇒」のボリュームのところとも関係してくるかと思うのですが、現状のところでは、体力運動能力調査が100%実施されているという状況ではないので、これを少し充実させるということで、「⇒⇒⇒」が横に伸びています。

それから具体的な施策につきましては、先ほども申しあげましたように、現時点では、これをやったら抜本的に子どもの生活習慣と体力が改善されるのだというものがまだ見えていない状況ですので、これからは是非具体的になっていくように体力向上推進委員会の方で検討していきたいと思えます。

それから、成人の体力・運動能力調査については、決して行っていないというわけではないので、表記について検討いたします。

(北條委員)

もう一つだけ希望で、75 ページ施策(4)「市民の健康・体力づくりの推進」で、関連事業にも書かれているのですが、団体スポーツというのはなかなかやりづらくて、参加しづらいというのがありまして、できれば、個人参加で団体スポーツができるような場を設定していただくと、他の自治体でも個人参加でできるようなものがあるので、検討をお願いしたいと思えます。参加者の方へのスポーツの取り組みの壁が低くなるかなと思うので、よろしく願いいたします。

(スポーツ課長)

おっしゃることは理解できますし、現状で、取り組んでいる内容も少しあるかなと思えますので、それらを手がかりにしながら、委員のおっしゃっていただいたことを反映していけたらと思えます。

(長谷川委員)

前回、鈴木委員の方から、文化の方はどうなのかということが出たかと思うのですが、

確定版

今回スポーツということで、特化していこうということになってはいますが、文化面を見えますと、学校教育編の中には入っているが、かなりバラバラになっている感が否めないです。今から章立てを変えろというのも難しい部分だと思いますが、本来的には、スポーツ・芸術編にするとか、見たときに市民の方は、あれスポーツだけなのと思うのではないかと、行政縦割りみたいな形で、見えてしまって仕方がないのですが、そういう作りというよりも、芸術面をきちんと書いておくということが必要だと思いますので、そういったことも、今からというのは難しいのかも知れませんが、前回の鈴木委員から話もあったので、今回そういったところも入ってくるのかなと期待もしておりましたので、そういったところをどういう風にとらえているのかというご質問です。

(生涯学習部長)

確かに、縦割りといえば、生涯学習課があり学校教育課がありスポーツ課があるわけですから、そういう意味で縦割りなのかも知れませんが、そういう縦割りでは話をさせていただければ、社会教育編の中に美術館や博物館などが入ってくるなかで、伝統文化も入ってくるなかでは、決して書いてないわけではないので、社会教育編の中に入ってくるということでご理解いただきたいと思います。

(佐々木委員)

母親の立場としては、食育の部分があまり見えないのですが、たぶん食育というのは、生れてから死ぬまでのことだと思うので、教育が生涯に渡るもので、社会教育の部分あるいはスポーツの部分にかかわることだと思うのです。部分的に、学校教育課・学校保健課あと後ろの方に少し出てくるのですが、これを単独ではなくて、一本化して食育という風に、謳えないのかなと思ったのですが。

(小林委員長)

ある種各編に渡って横断的に関係してくるものをどう盛り込んでいくかという大事なご指摘だと思うのですが。

(教育政策担当課長)

ご指摘のとおり、食育に関しては、大きな課題だと思っております。今、16ページの「健康教育・食教育の推進」、上から2番目の事業のなかでの取り組み、家庭へのアプローチがございます。それから33ページ「生活習慣向上推進事業」、こちらの中でもこれからアンケート等を取りながら、家庭への取り組みを進めてまいりたいと思います。

今後学校でもしっかりやる、そして家庭へのアプローチもしていきます。

(小林委員長)

確定版

それでは、一応予定している時刻もございますので、本日の次第1の審議につきましてはここまでとさせていただきますと思います。

私の方も全体を司会進行させていただき中で、はじめにでてきたなかで、3ページ以降の最初の表現の仕方ですけれども、子どもや事務局の中でのご議論を踏まえて、横須賀の教育に関して、子どもというものを全面に出しながら重点化していく、この願いというのは確認させていただいてよろしいでしょうか。それを一つ大きく重点として、最初に出してきているという意味で、3ページ以降の部分があると思うのですが、それと、イメージ図や体系の表現の仕方については、事務局の中でもう少し練っていただいて、できればと思います。

あともう1点付け加えさせていただきたいのが、今、国の方、文部科学省の動きの中でも、例えば教員養成のあり方などに関して「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」という諮問が中教審になされ、目下審議されています。いわゆる国の教育政策も常に動いていますので、柔軟な対応を図りながら、この横須賀の教育についても継続的な検討が可能なように、計画に位置付けていく必要があると思います。具体的には1ページの(2)計画の位置付けという項目がございますけれども、こういうところで、①～③の後に④として、国の教育政策・改革とどのような関係をとっていくかということを入れておくと、今後柔軟に対応を図れるかなと思います。

いずれにしても限られた時間の中でどうもありがとうございました。

これまで出た意見をまた事務局で検討していただきまして、次回は修正素案に反映させていただくという流れでお願いいたします。

また、今回時間の都合上出しきれなかった委員からのご意見などについては、事務局の方に今後ぜひとも送っていただければと思います。

それでは、事務局から次第「2 その他」についてお願いいたします。

(教育政策担当 藤井主査)

それでは「2 その他」につきまして、ご説明させていただきます。

まずは、追加意見の送付についてです。先ほど委員長からもお話いただきましたが、本日出しきれなかったご意見などにつきましては、9月24日(金)までに、メール、FAXまたは郵送で、事務局までご送付いただきたいと思います。

追加でいただいたご意見につきましては、整理させていただきまして、各委員に情報提供させていただくとともに、本日いただきましたご意見と同様に、修正素案に反映させていくように検討させていただきます。

次に、会議録についてです。会議録につきましては、前回と同様、作成が終わり次第、確認用のものを送付させていただきます。内容をご確認いただき、修正がある場合には、送付文に記載の期日までにご連絡いただきたいと思います。皆さまの確認が取れ次第、ホームページと市政情報コーナーで公開いたします。

確定版

最後になりますが、次回の会議の開催予定です。すでに開催通知を送付させていただいておりますが、第4回の横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会は、11月10日（水）、次回は、開始時刻を少し早くさせていただきまして、午前9時30分から、今日と同じくこの、横須賀市役所 301 会議室で開催する予定となっておりますので、ご出席のほどよろしくをお願いいたします。

（小林委員長）

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議事の2「その他」について、これで終了とさせていただきます。

本日予定しておりました議事は、全て終了しました。全般的なこと何か質問などはありますでしょうか。

それでは、質問もないということですので、これで第3回の横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会は終了させていただきます。

《閉会》